

## 共用試験の判定基準に関する申合せ

平成 26 年 3 月 12 日  
医 学 科 会 議 決 定

共用試験の判定基準について、下記のとおり申し合わせる。

### 記

- 第 1 共用試験の合格の判定は、**CBT** 及び **OSCE** の両方に合格した者に対し行う。
- 2 共用試験を不合格と判定された者は、翌年度の 4 年次科目すべてを聴講し、**CBT** 及び **OSCE** の両方を受験しなければならない。なお、4 年次科目のそれぞれ授業を行った時数の 3 分の 1 を超えて欠席した者に対しては、**CBT** 及び **OSCE** の受験資格を認めない。
- 第 2 **CBT** 本試験の評価については、能力値（以下 **IRT** 値）43 以上をもって合格とし、**IRT** 値 43 未満の場合には再試験を行う。なお、再試験の評価についても、**IRT** 値 43 以上をもって合格とする。
- 第 3 **OSCE** 本試験の評価については、すべてのステーションで 60 点以上を取得することをもって合格とし、60 点未満のステーションがあった場合には、当該ステーションについて再試験を行う。なお、再試験の評価についても、60 点以上を合格とする。

### 附 則

この申合せは、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この申合せは、平成 23 年 11 月 16 日から施行する。

### 附 則

この申合せは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。